

地 域 再 生 計 画

1 地域再生計画の名称

島根半島東部地域再生計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

島根県、松江市

3 地域再生計画の区域

松江市の区域の一部（旧鹿島町、旧島根町及び旧美保関町並びに橋北地区）

4 地域再生計画の目標

島根県東部の松江市は、山陰地方の中央に位置し、北は大山隠岐国立公園の一部を成す島根半島、中央部には、宍道湖・中海、南は中国山地に連なる緑豊かな山々に囲まれた多彩な自然を持つ地域である。

また、小泉八雲が愛した松江市の景観は、水と緑の調和により生み出されたものであり、地域住民の心の拠り所となっている。

しかしながら、松江市の中であって島根半島東部地域には、急峻な山裾の海岸部や山間部に集落が点在し、集落間を結ぶ地域間道路及び地域内道路の整備が遅れている。

また、近年高齢化・過疎化が急速に進行（65歳以上の高齢者が全国25.0%と比べて26.2%を占めるとともに、過去5年間の人口が1.1%減少）しつつあり、林業の担い手不足による荒廃森林等が増加している。

こうしたことから、市道による地域内道路整備や林道による荒廃森林の減少並びに地域間道路を整備し、林業の振興や市役所・病院等へのアクセス及び安心安全な住環境の構築を図る。さらに森林資源を活用し山元への利益還元と定住促進を目指し「島根半島東部地域再生」をテーマに地域の再生を図ることとする。

具体的な施策としては、市道大井朝酌線と市道才軽尾線を整備することにより、交通事故の防止並びに市役所・病院等へのアクセスが改善され、住環境が整備されることにより定住促進に繋がる。そして、市道大井朝酌線の沿道で建設されている木質バイオマス発電所へのアクセス向上により、木材利用の促進につながり木質バイオマス事業の推進を図れる。また、林道北山線及び美保関線を整備し、その周辺に「木材生産団地」を設定し、その団地に林道から作業道を肋骨状に配置しながら「市産木材活用事業」などを活用することにより利用間伐の促進を図り、荒廃森林の減少に繋げる。さらに集落間のアクセスの改善も図り、住民福祉の向上にも繋げる。

（目標1）市役所・病院等までのアクセス改善

市道大井朝酌線 大井地区から市役所・病院等

17分（平成26年）→16分（平成29年）→16分（平成31年）

市道才軽尾線 軽尾地区から市役所・病院等

65分（平成26年）→ 64分（平成31年）

（目標2）林業の振興

森林整備実施面積の増加

51ha（平成26年）→53ha（平成29年）

→56ha（平成31年）

間伐材等原木搬出量の増加（松江市全域）

1,000t（平成26年）→2,000t（平成29年）

→ 3,000t（平成31年）

（目標3）集落間のアクセス改善

林道美保関線 雲津地区から軽尾地区

16分（平成26年）→ 8分（平成31年）

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

市道大井朝酌線及び市道才軽尾線の交通支障箇所を改善することによって、大井・軽尾両地区から市役所・病院等へのアクセス改善を図る。

また、市道大井朝酌線は沿線にある木質バイオマス発電所への燃料チップの搬送路でもあることから、アクセス向上により木材利用の促進の機運を高め林業振興へと繋げる。

林道美保関線を整備することによって、災害時に孤立する恐れのある集落間を結び、住環境を改善すると共に森林資源の有効な活用を図る。

林道北山線・美保関線の利用区域面積には469haの人工林があり、林道を整備することにより間伐等の施業の促進ができ、森林の持つ涵養、治水効果の高揚を図る。

5-2 特定政策課題に関する事項

該当なし

5-3 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

道整備交付金【A3001】

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を完了している。なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

- ・市道 道路法に規定する市道に認定済み。（ ）内は認定年月日。

大井朝酌線（昭和61年3月25日）

才軽尾線（昭和56年6月11日）

- ・林道 森林法による斐伊川地域森林計画書（平成25年4月策定）

に路線を記載。

北山線

美保関線

[施設の種類]

・市道

[実施主体]

松江市

- ・林道 島根県
- [事業区域]
 - ・松江市
- [事業期間]
 - ・市道 平成27年度～平成30年度
 - ・林道 平成27年度～平成31年度
- [整備量及び事業費]
 - ・市道1.86km、林道2.94km
 - ・総事業費 793,142千円（うち交付金388,549千円）
 - 市道 323,142千円（うち交付金161,549千円）
 - 林道 470,000千円（うち交付金227,000千円）

5-4 その他の事業

地域再生法による特別の措置を活用するほか、「島根半島東部地域再生計画」を達成するため、以下の事業を総合的かつ一体的に行うものとする。

5-4-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

5-4-2 複数事業と密接に関連させて効果を高める独自の取組

該当なし

5-4-3 支援措置によらない独自の取組

(1) 市産木材活用事業

内 容 地域材供給システムによる市産木材活用拡大のため、林業・木材産業の組織化や施設整備等を進める（松江市単独事業）。

事業主体 松江市

実施期間 平成27年4月～平成32年3月

(2) 森林整備事業

内 容 森林施業の集約化や路網整備を通じて施業の低コスト化を図り、利用間伐等を積極的に行うことにより地域住民の所得向上を図る（農林水産省支援事業）。

事業主体 松江市、林業公社、森林組合等

実施期間 平成27年4月～平成32年3月

(3) 社会資本整備総合交付金事業、防災安全交付金事業

内 容 主要地方道松江鹿島美保関線沿線地域の産業・経済・地域住民の生活安定のため、道路幅員の拡幅、歩道の整備、避難路及び補給路としての機能強化など幹線道路の改良を進める（国土交通省支援事業）。

事業主体 島根県

実施期間 平成27年4月～平成32年3月

5-5 計画期間

平成27年度～平成31年度

6 目標の達成状況に係る評価に関する事項

6-1 目標の達成状況に係る評価の手法

4に示す地域再生計画の目標については、計画期間の中間年度及び計画年度終了後に島根県松江市が必要な計測調査等を行い、速やかに状況を把握する。

定量的な目標に関わる基礎データは、島根県松江市の毎年の森林整備実績データを用い、中間評価、事後評価の際には、その実績データの集計を行うこと等により林業の振興（森林整備）の評価を行う。

6-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

| | 26年 (基準年度) | 29年 (中間年度) | 最終目標 |
|---|----------------|----------------|----------------|
| 目標1 アクセス改善 <small>おおいあさくみ</small> ・市道大井朝酌線 <small>さいかるび</small> ・市道才軽尾線 | 17分 65分 | 16分 — | 16分 64分 |
| 目標2 林業の振興 ・森林整備実施面積 ・間伐材等原木搬出量 | 51ha 1,000t | 53ha 2,000t | 56ha 3,000t |
| 目標3 アクセス改善 <small>みほのせき</small> ・林道美保関線 | 16分 | — | 8分 |

(指標とする数値の収集方法)

| 項目 | 収集方法 |
|-----------|-----------------------|
| アクセス改善 | 路線毎にアクセス時間の計測より |
| 森林整備実施面積 | 松江市の毎年の森林整備実績データより |
| 間伐材等原木搬出量 | 松江市による毎年の原木搬出量調査データより |

- ・ 目標の達成状況以外の評価を行う内容
 1. 事業の進捗状況
 2. 総合的な評価や今後の方針

6-3 目標の達成状況に係る公表の手法

4に示す地域再生計画の目標の達成状況を始め中間評価及び事後評価の内容を、速やかにインターネット（島根県、松江市のホームページ）の利用によ

り公表する。

6-4 その他

該当なし

7 構造改革特別区域計画に関する事項

該当なし

8 中心市街地活性化基本計画に関する事項

該当なし

9 産業集積形成等基本計画に関する事項

該当なし